

兵庫教育大学共同研究取扱規則

(昭和59年11月7日規則第9号)

改正	昭和62年4月3日規則第1号	平成元年4月4日規則第3号
	平成9年5月14日規則第4号	平成12年2月9日規則第5号
	平成13年2月14日規則第2号	平成14年3月26日規則第3号
	平成16年4月1日	平成17年3月31日
	平成18年3月8日	平成20年3月31日
	平成20年9月16日	平成23年3月14日
	平成29年6月30日	令和元年9月26日
	令和2年2月14日	

(趣旨)

第1条 兵庫教育大学(以下「本学」という。)における共同研究の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本学における共同研究 本学において、民間等外部の機関(以下「民間機関等」という。)から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の教員が当該民間機関等の研究者と共通の課題について共同して行う研究をいう。
- (2) 本学及び民間機関等における共同研究 本学及び民間機関等において、共通の課題について分担して行う研究で、本学において、民間機関等から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れるものをいう。
- (3) 民間等共同研究員 民間機関等において、現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者をいう。

(受入れの原則)

第3条 共同研究は、本学の教育研究上有意義であり、本来の教育研究に支障が生ずるおそれがないと認められ、かつ、優れた研究成果を期待できる場合に限り受け入れるものとする。

(民間等共同研究員の研究料)

- 第4条** 民間機関等の長は、本学に派遣される民間等共同研究員の研究料を負担するものとする。
- 2 研究料の額は、会計年度ごとに1人につき440,000円とし、月割計算は行わないものとする。
 - 3 同一会計年度内において研究期間を延長することとなる場合には、同一の民間等共同研究員に係る研究料は、改めて徴収しないものとする。
 - 4 既納の研究料は、返還しない。

(共同研究に要する経費)

第5条 本学における共同研究の場合にあっては、当該共同研究に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本学は、施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担するものとする。
- (2) 民間機関等の長は、共同研究遂行のため特に必要とする謝金、旅費、備品費、消耗品費等の直接的な経費(以下「直接経費」という。)及び当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要な経費(以下「間接経費」という。)を負担するものとする。
- (3) 間接経費は、次の区分による額とする。ただし、これにより難しい場合は、民間機関等と協議し定めた額とすることができる。
 - ア 直接経費の額が3,000,000円以下の場合 直接経費の20%に相当する額
 - イ 直接経費の額が3,000,000円を超える場合 直接経費の20%に相当する額に、当該共同研究を担当する教員の人件費相当額(次の表に掲げる区分に従い教員1時間当たりの単価

に共同研究に従事する予定時間数を乗じた額)を加えた額

区 分	1時間当たりの単価額
教授	6,000円
准教授・講師	5,000円
助教	3,000円

(4) 本学は、共同研究の遂行に必要な経費を適切に分担するため、必要に応じ予算の範囲内において、直接経費の一部を負担することができる。

2 本学及び民間機関等における共同研究の場合にあっては、前項に定めるもののほか、民間機関等の長は、当該民間機関等における研究に要する経費等を負担するものとする。

(設備等の取扱い)

第6条 前条第1項に定める経費により、本学において新たに取得した設備等は、本学の所有に属するものとする。

2 前条第2項に定める経費により、民間機関等において新たに取得した設備等は、民間機関等の所有に属するものとする。

3 本学は、共同研究の遂行上必要な場合には、民間機関等からその所有に係る設備を受け入れることができる。

4 本学の教員は、本学において行う研究又は分担して行う研究のために必要な場合には、民間機関等の施設において研究を行うことができる。

(共同研究の申込み)

第7条 共同研究の申込みをしようとする民間機関等の長は、別記第1号様式による共同研究申請書を学長に提出しなければならない。

(受入れの決定)

第8条 学長は、前条の共同研究申請書を受理したときは、次の事項について、当該共同研究に係る教員及び当該教員の属する専攻の長又は施設の長(以下「専攻長等」という。)の意見を聴いた上、教育研究評議会の議を経て、当該共同研究の受入れを決定するものとする。

- (1) 共同研究の内容
- (2) 共同研究の担当者
- (3) 民間等共同研究者
- (4) 共同研究に要する経費
- (5) その他学長が必要と認める事項

(決定の通知)

第9条 学長は、共同研究の受入れを決定したときは、速やかに別記第2号様式による共同研究受入決定通知書により民間機関等に通知するとともに、別記第3号様式により契約担当役に通知するものとする。

(共同研究契約)

第10条 契約担当役は、前条の通知に基づき、速やかに当該民間機関等の長と契約を締結するものとする。

2 契約担当役は、前項の共同研究に係る契約を締結したときは、直ちに学長にその旨を報告するものとする。

3 学長は、契約担当役から前項の報告を受けたときは、速やかに学系長等を経て当該共同研究に係る本学の研究代表者(以下「研究代表者」という。)にその旨を通知するものとする。

(研究料及び共同研究に要する経費の納付)

第11条 第4条第2項に規定する研究料及び第5条第1項第2号に規定する共同研究に要する経費は、出納命令役の発する請求書に基づき納付しなければならない。

(研究の中止又は期間の延期)

第12条 研究代表者は、当該共同研究を中止し、又は研究期間を延長する必要があるときは、速やかに当該研究代表者の所属する専攻長等の意見を付してその旨を学長に報告し、その指示

を受けるものとする。

- 2 学長は、前項の報告を受けた場合、天災地変その他共同研究の遂行上やむを得ないと認めるときは、民間機関等の長と協議の上、共同研究を中止し、又は研究期間を延長することを決定し、別記第4号様式による共同研究中止・延長決定通知書により契約担当役に通知するものとする。
- 3 契約担当役は、前項の通知に基づき、直ちに当該民間機関等の長と変更契約を締結するものとする。

(共同研究の中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第13条 前条の規定により共同研究を中止した場合において、第11条の規定により納付された共同研究に要する経費の額に不用が生じたときは、本学は、不用となった額の範囲内でその全部又は一部を民間機関等に返還することができる。

- 2 共同研究を完了し、又は中止したときは、本学は、第6条第3項の規定により民間機関等から受け入れた設備を共同研究の完了又は中止の時点の状態民間機関等に返還するものとする。

(特許出願)

第14条 学長及び民間機関等の長は、共同研究に伴い発明が生じた場合には、迅速に、相互に通報するとともに、帰属の決定、出願事務等が円滑に行われるよう努めるものとする。

- 2 学長又は民間機関等の長は、共同研究の担当者又は民間等共同研究員が共同研究の結果それぞれ独自に発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめ、それぞれ相手側の同意を得るものとする。
- 3 学長及び民間機関等の長は、共同研究の担当者及び民間等共同研究員が共同研究の結果共同して発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、持ち分等を定めた共同出願契約を締結の上、共同出願を行うものとする。ただし、学長が民間機関等の長から特許を受ける権利を承継した場合は、単独で出願を行うものとする。
- 4 学長は、前項の共同出願契約を締結する場合は、特許の持分等について、あらかじめ、教育研究評議会に諮るものとする。

(特許権の実施)

第15条 学長は、共同研究の結果生じた発明について、本学が承継した特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「本学が承継した特許権等」という。）を民間機関等又は民間機関等の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする。ただし、この期間は必要に応じて更新することができるものとする。

- 2 学長は、共同研究の結果生じた発明について、民間機関等との共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「共有に係る特許権等」という。）を民間機関等の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする。ただし、この期間は必要に応じて更新することができるものとする。
- 3 前2項に規定する優先の実施期間を更新する場合の取扱いに当たっては、公共性・公平性を著しく損なわないことなどについて考慮の上取り扱うものとする。
- 4 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、民間機関等及び民間機関等の指名する者以外の者に前3項に規定する特許権等の実施を許諾することができる。
 - (1) 第1項の規定により、民間機関等又は民間機関等の指定する者が、本学が承継した特許権等を優先の実施の期間中の第2年次以降において正当な理由なく実施しないとき。
 - (2) 第2項の規定により、民間機関等の指定する者が共有に係る特許権等を優先の実施の期間中の第2年次以降において、正当な理由なく実施しないとき。
 - (3) 本学が承継した特許権等及び共有に係る特許権等を優先的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認めるとき。
- 5 学長は、前4項の規定により、本学が承継した特許権又は共有に係る特許権等の実施を許諾したときは、実施契約を締結の上、実施料を徴収するものとする。

(実用新案権等の取扱い)

第16条 前2条の規定は、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利について準用する。

(完了の報告等)

第17条 研究代表者は、当該共同研究が完了したときは、別記第5号様式による共同研究完了報告書により専攻長等を経て学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、別記第6号様式による共同研究完了通知書により契約担当役に通知するものとする。

(研究成果の公表)

第18条 共同研究による研究成果は、公表を原則とするものとする。

2 学長は、前項の研究成果を公表する場合は、時期及び方法等を民間機関等の長と協議して定めるものとする。

(共同研究の事務)

第19条 共同研究に関する事務は、教育研究支援部研究推進課において行う。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和59年11月7日から施行する。

附 則 (昭和62年4月3日規則第1号)

この規則は、昭和62年4月3日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則 (平成元年4月4日規則第3号)

この規則は、平成元年4月4日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則 (平成9年5月14日規則第4号)

この規則は、平成9年5月14日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年2月9日規則第5号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年2月14日規則第2号)

この規則は、平成13年2月14日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則 (平成14年3月26日規則第3号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月11日)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月8日)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月16日)

この規則は、平成20年9月16日から施行する。

附 則 (平成23年3月14日)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月30日)

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月26日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

- 2 この規則の施行日の前日までに契約を締結した共同研究については、なお従前の例による。
附 則（令和2年2月12日）
- 1 この規則は、令和2年2月14日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日までに契約を締結した共同研究については、なお従前の例による。